

令和7年8月26日	
所 属	国保年金課
所属長	中川 真史
電 話	06-6489-6420

支援措置対象者の個人情報の漏えいについて

配偶者からの暴力（以下「DV」という。）のため、支援措置※の申し出がされているにもかかわらず、誤って被害者である妻（以下「女性」という。）の住所を加害者である夫（以下「男性」という。）に漏えいした事案が発生しましたのでお知らせします。

本事案の発生により、関係者の皆様に多大なご迷惑やご心配をお掛けし、市民の皆様の信頼を損ねることになりましたことを深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

※ 支援措置とは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」「住民基本台帳法」等に基づき、DV、ストーカー行為等、児童虐待といった被害者の保護を図る観点から、被害者の住所が記載されている書類（住民票の写し等）について、被害者からの申し出により、加害者の閲覧等を制限する制度。

1 概要及び経緯

国民健康保険に係る各種書類については、原則、保険料の納付義務者である世帯主に送付するものであるが、同一世帯の被保険者であるDV被害者から届出があった場合、システム上で情報を更新し、送付先を変更するなどの慎重な対応を行わなければならない。

本事案については、令和6年6月、女性からDV被害者である旨の届出があったにもかかわらず、同年8月、女性から本市へ提出された国民健康保険に係る関係書類を返送する際、女性の住所へ送付すべきところ、職員が誤って、世帯主である男性宅に女性の住所が記載された関係書類を郵送し、女性の住所が漏えいしたものである。

2 事案発生後の対応

女性の住所漏えいが発覚した当日以降、本市から女性に対して謝罪するとともに、安全確保のため一時的な避難場所の提案や警察へ連絡を行う中で、女性から引越しの必要性がある旨の申し出があった。

その後、女性が選任された代理人弁護士と協議を重ねた結果、令和7年6月、本市と女性において示談が成立し、安全確保のため必要となった転居費用等として損害賠償金1,353,689円を支払ったものである。

3 原因

国民健康保険に係る各種書類を被保険者へ郵送する際、DV被害者で配慮を要する世帯であるか、また、届出された住所はどこかを、複数人でシステムに反映された情報を確認した上で送付することとしているが、それを職員が怠ったため、女性の住所へ送付すべき関係書類を、誤って男性の住所へ郵送してしまったものである。

4 再発防止策

今回の事案を重く受け止め、改めて事務の流れを確認してマニュアルの見直しを行い、確認すべき内容を明確にするとともに、関係職員へは、支援措置による被害者保護や個人情報の取扱いの重要性を改めて周知徹底しました。

また、今回の事案については、職員の人為的ミス（システム画面上での情報の確認漏れ）が原因であり、この事案発生以降は、被保険者の皆様に書類を送付する際は、当該個人情報をシステム画面上で必ず確認し、その送付先が正しいものを複数人でチェックするよう再度徹底し、再発防止に努めております。

以 上